

浜田市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月14日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第30号

浜田市公用車管理規則の一部を改正する規則

浜田市公用車管理規則（平成 17 年浜田市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）」を「昭和 26 年法律第 185 号）第 50 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「次」を「道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 32 条第 1 項」に改め、同項各号を削る。様式第 2 号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

酒気帯び確認記録簿

車番		年 月 日 ()			No.			
運行 No.	確認区分	運転者名 (課・氏名)	確認時間 (時分)	確認方法	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名 (課・氏名)
1	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
2	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
3	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
4	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
5	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
6	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
7	運転前		:	対面 電話 その他 ()	有・無			
	運転後		:	対面 電話 その他 ()	有・無			